

## 保育所等の入所に必要な就労証明書について

保育所などで保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要になります。保育を必要とする事由は、就労、妊娠、出産、就学、求職活動などがあります。これらの事由の中で、就労につきましては就労証明書が必要となります。今回様式が変更となり、就労形態により、添付書類が必要となる場合がありますので、取り扱いにつきまして、下記に示します。

	令和2年11月まで	令和2年12月から
様式	就労（内定）証明書【外勤用】	就労（就労予定）証明書 ※様式が1種類に統一されました。
	就労（内定）証明書【自営業用】	
証明者	【外勤用】勤め先の会社等	外勤の場合：勤め先の会社等
	【自営業用】居住地の民生児童委員	本人（添付書類が必要）

表1 就労形態ごとの取り扱いについて

	就労形態	証明者	添付書類
①	自営業	本人	必要
②	会社勤め	勤め先の会社等	不要

表2 自営業の場合の取り扱いについて

	事業主	証明者	添付書類（いずれか1つ）
①	本人	本人	営業許可書（証） 商業登記簿謄本 確定申告書の写し（令和元区分） 農業経営状況証明書 その他
②	配偶者	本人	
③	その他	事業主	不要

### Q & A

Q1：祖父、祖母の農業を手伝っている場合の取り扱いはどうなりますか？

A1：祖父母が事業主となり、表2の③の取り扱いになります

Q2：親族が自営業をしており、その事業所等に就労している場合の取り扱いはどうなりますか？

A2：事業主が本人、配偶者以外は、表2の③の取り扱いになります

Q3：申請者が株式会社代表、社会福祉法人代表等の場合の取り扱いはどうなりますか？

A3：株式会社、社会福祉法人等の法人である場合は、表1の②の取り扱いになります

Q4：夫婦で自営業を行っている場合は、就労証明書は1枚でよいのでしょうか？

A4：勤務内容、就労時間等が全く同じであれば1枚で大丈夫です

Q5：農業経営状況証明書はどこで発行しているのでしょうか？

A5：農業委員会で発行しています。（証明手数料：300円）

（問合せ先）

串間市福祉事務所 こども政策係

電話：72-1123（内戦506）